

内閣人第
四九号

起案

令和四年四月二日

裁可

令和四年四月二日

公布

令和四年四月二日

施行

令和四年四月二日

令和四年四月二日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣總務官

内閣

金子(恭)国務大臣	後藤国務大臣	岸国務大臣	牧島国務大臣
古川国務大臣	金子(原)国務大臣	小林国務大臣	松野国務大臣
林国務大臣	萩生田国務大臣	西銘国務大臣	山際国務大臣
鈴木国務大臣	齊藤国務大臣	二之湯国務大臣	若宮国務大臣
末松国務大臣	山口国務大臣	野田国務大臣	内閣

判事笠井之彦

高等裁判所長官に任命する

(五月二十一日以降発令予定)

最高裁人任第703号

令和4年4月20日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事) 判 事 笠 井 之 彦

(発令希望日 令和4年5月21日以降)

高等裁判所長官任命資格調査 (令和4年5月21日以降)

1丁

裁 判 所

本
籍

現住所

年

号
月
日
事

出生年月日 昭和三十三年五月二十一日
旧氏名

氏名 笠井 之彦

月 五九 三二八 東京大学法学部卒業
月 六二 一〇 三〇 司法試験第二次試験合格
月 六二 四一 司法修習生を命ずる
最高裁判所 司法試験管理委員会

平成二三四〇判事補に任命する

司法修習生の修習終了 判事補に任命する

內 11

五四一〇 簡易裁判所判事に兼ねて任命する

東京地方裁判所判事補に補する簡易裁判所判事に兼ねて任命す

最高裁判所
内
閣

八月
七
四
一 東京簡易裁判所判事に補する
釧路地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する
釧路地方裁判所判事補に補する

最高裁判所

裁判所

年号月日 事

項 序

等井之名

釧路地方裁判所帶広支部勤務を命ずる

兼ねて釧路家庭裁判所帶広支部勤務を命ずる

釧路家庭裁判所帶広支部勤務を命ずる
帶広簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

平成 七 四 一〇 判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する

九 一 二八 東京地方裁判所判事補に補する

東京簡易裁判所判事に補する

一 檢事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務大臣官房司法法制調査部付に充てる

法制審議会幹事に併任する

法制審議会幹事の併任を解除する

六 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成一年法律第一〇二号）附

則第三条の規定及び平成一二年一一月一五日付け法

2丁

法務省

裁判所

年号月日

事

項

序

名

笠井之彦

務省秘企第九一九号法務大臣官房秘書課長依命通知
により法務大臣官房司法法制調査部付は法務省大臣

官房司法法制部付となつた

平成

三七

一

内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する

内

閣

内閣官房司法制度改革推進準備室室員を命ずる

内

閣

司法制度改革推進本部事務局局員に併任する

内

閣

内閣官房司法制度改革推進準備室室員を免ずる

内

閣

企画官を命ずる

内

閣

司法制度改革推進本部事務局局員の併任は終了した

内

閣

企画官を免ずる

内

閣

内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除す

内

閣

司法制度改革推進本部

判事に任命する

内

閣

東京地方裁判所判事に補する

内

閣

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

内

閣

最高裁判所

3丁

裁判所

年号月日

事

項

序

笠井之彦
名平成七年四月八日
旭川地方裁判所判事に補する

兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する

最高裁判所

旭川簡易裁判所判事に補する

一部の事務を総括するものに指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事に補する

司法研修所教官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する

司法試験委員会幹事に任命する

司法試験委員会幹事に任命することを解く

司法研修所事務局長を命ずる

司法試験委員会幹事を免ずる

司法研修所事務局長を免ずる

一部の事務を総括する者に指名する

法務省

最高裁判所

法務省

最高裁判所

4丁

笠井之彦

名

内閣

最高裁判所

年号月日事項一 庁名
平成二六 一一 一部の事務を総括する者に指名する
一一 一二 五 裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了

同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる
六 判事に任命する

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する
二九 一一 一部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所

内閣

令和一一五一一 簡易裁判所判事に兼ねて任命する

最高裁判所事務総局經理局長を免ずる

甲府地方裁判所判事に補する

兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する

5丁

6丁

裁 判 所

年 号 月 日

項 序

最 高 裁 判 所

名

笠 井 之 彦

令和 二 五 一

甲府家庭裁判所長を命ずる
甲府簡易裁判所判事に補する甲府簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者
に指名する

三 二 七

東京高等裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる

司法研修所長に補する

東京簡易裁判所判事に補する